

## 東御市公式ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、東御市広告掲載要綱（平成19年東御市告示第13号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、東御市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告を掲載にすることに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の種類は、バナー広告とし、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の必要に応じ、当該広告主が指定するホームページにリンクする機能を有することができるものとする。

### (広告主の基準)

第3 次の各号に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市ホームページ上に広告を掲載することが適当でない者として市長が認める者

### (広告の範囲)

第4 要綱第4条第1項に定めるもののほか、市長が、次に掲げる事項に該当すると認める広告は、掲載しない。

- (1) 市が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
- (2) 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- (3) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- (4) 著しく射幸心をあおるもの
- (5) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- (6) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- (7) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (8) 人の行方の捜索に関するもの
- (9) 結婚相談又は養子縁組に関するもの
- (10) 通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの

- (11) 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現のもの、又は基本的人権を侵害したり差別を助長する表現のもの。
- (12) 氏名、写真、商標及び著作物などを無断で使用したもの
- (13) 国内外の皇室、王室又は元首若しくは国旗又は国際機関などの尊厳を傷つける恐れがあるもの
- (14) オリンピック、国際的な博覧会若しくは大会又は国際機関などの標章、標語及び呼称などを無断で使用したもの
- (15) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (16) 講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (17) 個人及び法人の名刺広告並びにこれに類するもの
- (18) 社会問題等に関する意見及び主義主張
- (19) 抵当証券業、投資顧問業に関するもの
- (20) 生命保険会社、損害保険会社、証券会社等による金融商品の広告
- (21) 債権の取立て又は示談引受けなどをうたったもの
- (22) 医療法、医師法、薬事法、医薬品適正広告基準、美容師法、老人福祉法及び獣医療法等に抵触するもの
- (23) 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められるもの、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に反するもの
- (24) 個人の慶弔に関するもの
- (25) 広告の依頼主の代表者等の写真を含む広告
- (26) 寄付金又は募金を募集するもの

(広告の募集等に関する業務の委託)

第5 広告の募集及び掲載の申込みに関する業務は、原則として要綱第8条の規定による委託により行うものとする。

(広告掲載期間)

第6 広告を掲載する期間単位は1カ月とし、広告主が複数月の掲載を希望するときは、1年を限度として掲載を承諾することができる。

2 広告掲載期間内に、市の責めに帰すべき事由により市ホームページを閉鎖したときは、その閉鎖時間に応じ、別表1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載順序等)

第7 広告の掲載の順位は、次の各号の順序によるものとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告のものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの順序により決定する

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に該当しないもの

2 前項の規定による順位により広告を掲載した場合に空きが生じたときは、順次掲載位置を繰り上げ

るものとする。

(広告の掲載位置等)

第8 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページとし、詳細の位置と枠数は市長が指定するものとする。

(広告の規格及び禁止表示)

第9 広告の規格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは縦 50 ピクセル×横 172 ピクセルとする
- (2) データ容量は5キロバイト以内とする
- (3) ファイル形式はGIF または JPEG で静止画像（点滅や切替画像は不可）とする
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と委託者が協議の上、決定するものとする

2 広告の禁止表示は、次に掲げるものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）
- (2) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
- (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがある表示（「東御市〇〇情報」等の表示、東御市章の画像使用など）
- (4) その他広告の表示として適当でないと市長が認めるもの

(広告料等の還付)

第10 第6第2項により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、要綱第11条の規定によるものとする。

2 天災、事変その他の非常事態が発生したとき、機器の保守点検を行うため市ホームページを一時的に停止するときは前項の規定は適用しない。

(広告掲載の取消し)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を削除し又は広告の掲載を取消することができる。

- (1) 要綱第3条及び第4条の規定に反すると認められるとき
- (2) 第3又は第4の規定に反すると認められるとき
- (3) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき

(補足)

第12 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月25日から施行する。

別表（第6関係）

閉鎖した時間	延長する日数
24 時間以内	0 日
24 時間を超えたとき	24 時間につき 1 日を加算